

がん免疫総合研究センターBristol Myers Squibb棟使用要領

(令和6年4月11日 医学研究科長裁定制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、がん免疫総合研究センター（以下「センター」という。）のがん免疫総合研究センターBristol Myers Squibb棟（以下「施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の管理)

第2条 施設の管理は、京都大学大学院医学研究科長（以下「研究科長」という。）ががん免疫総合研究センター長（以下「センター長」という。）に委任し、センター長が行う。

(施設の使用範囲)

第3条 施設は、次の各号に掲げる事業等に使用するものとする。

- (1) 医学研究科の教職員が実施する教育研究活動の事業等
- (2) 医学研究科の教職員以外の者が実施する教育研究活動への貢献に資する事業等
- (3) その他センター長が相当と認める事業等

2 施設の使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

長期利用スペース

- (1) 研究者居室
- (2) 企業連携ラボスペース

時間利用スペース

- (3) 多目的ホール

(施設の使用申請)

第4条 施設の使用申請は、所定の使用申請書をセンター長に提出するものとする。

(施設の使用許可)

第5条 センター長は、施設の使用を許可したときは、所定の使用許可書により、申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 長期利用スペースの使用期間は、センター長が特に必要と認めた場合を除き、5年を限度とする。
- 3 時間利用スペースの使用期間は、1時間を単位とする。
- 4 時間利用スペースは、次の各号に掲げる閉館日を除き午前8時30分から午後9時まで開館する。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月28日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

(4) 6月18日（京都大学（以下「本学」という。）の創立記念日）

(5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日

5 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めるときは、開館日以外の使用又は開館時間を延長して使用を許可することがある。また、センター長が特に必要と認めるときは、臨時に休館又は開館時間を短縮することがある。

6 センター長は、第1項の使用許可に関し必要と認めるときは、施設の使用について 必要な条件を付すことができる。

7 使用許可を受けた申請者は、施設の使用に関し責任者（以下「使用責任者」という。）となる。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、施設の使用申請及び許可に関し必要な事項は、センター長が定める。

（賃貸借契約）

第6条 第3条第2項の長期利用スペースについては、使用責任者が学外者であるときは、使用に係る賃貸借契約を締結するものとする。

（施設使用料）

第7条 施設の使用料（以下「施設使用料」という。）は別表1及び別表2に定めるとおりとし、使用責任者は、本学の指定する方法により、指定する期日までに納入しなければならない。

2 一旦納入された施設使用料は、返還しない。ただし、センターの都合により施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させた場合は、施設使用料の全部又は一部を返還する。

（施設使用料の減免）

第8条 センター長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する施設使用料を減免することができる。

（経費の負担）

第9条 使用責任者は、第7条に規定する施設使用料のほか、次の各号に掲げる経費を負担しなければならない。

(1) 施設に特別の工作をし、又は原状を変更しようとする場合の経費及び当該特別の工作又は原状を変更した部分に係る修理、消耗品の取替等の経費

(2) 実験機器等の搬入、設置、調整及び撤去に係る経費

(3) 長期利用スペースについては、その使用に係る光熱水料及び通信費

（物件保全義務等）

第10条 使用責任者は、施設及びその設備、備品等を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 使用責任者は、施設及びその設備、備品等を使用許可された目的以外に使用してはならない。

3 使用責任者は、施設及びその設備、備品等を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

4 使用責任者は、施設及びその設備、備品等に特別の工作をし、又は原状を変更しようとするときは、事前にセンター長の承認を受けなければならない。

5 その他使用上の細部については、センター長又はその命を受けて施設の管理事務を行う者が指示する事項に従うものとする。

(使用許可の取消等)

第11条 センター長は、次の各号の一に該当する場合、施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。なお、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

- (1) 使用責任者がこの規程に違反し、又は違反するおそれがあるとセンター長が認めるとき。
- (2) 使用責任者が、使用申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 本学において、管理上の事由が生じたとき。

(免責)

第12条 使用責任者又は施設を使用する者の所有、占有又は支配に係る設備、物品等が天災等の不可抗力、火災、盗難その他その責に帰せざる事由により被った滅失、毀損その他の損害について、本学はその賠償の責を負わない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 使用責任者は、次の各号に掲げる事項を表明し、及び保証するものとし、センター長は、使用責任者又は施設を使用する者が次の各号の一に反したと判明したときは、何らの催告を要せず許可を取り消し、施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの所属する団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させないこと。
- (4) 本学に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行わないこと。
- (5) 偽計若しくは威力を用いて本学の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為を行わないこと。

(原状回復)

第14条 使用責任者は、第3条第1項各号の事業等を完了し、第5条により使用許可された施設の使用を終えたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。ただし、センター長が特に認めたときは、この限りでない。

2 使用責任者が原状回復の義務を履行しないときは、センター長は、使用責任者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用責任者は、センター長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第15条 使用責任者は、本人又は当該使用に係る関係者がその責に帰すべき事由により施設及びその設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用責任者は、本人又は当該使用に係る関係者がその責に帰すべき事由により他の使用責任者又はその関係者若しくはその他の第三者に人的又は物的損害を与えたときは、速

やかにセンター長に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 使用責任者は、使用期間が満了したときにおいて、施設に係る有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用の償還の請求は行わないものとする。

(随時立入)

第17条 センター長又はその命を受けて施設の管理事務を行う者は、その管理上の必要があるときは使用の如何にかかわらず、施設に随時立ち入ることができる。

(禁止行為)

第18条 施設及びその敷地内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外に文書、図画等を掲示すること。
- (2) 立看板（施設において行う行事等の表示、案内等に係るものを除く。）、プラカード等を設置すること。
- (3) その他施設の美観を損ね、又は他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

2 センター長は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、当該掲示物等の撤去若しくは行為の中止を命じ、又は当該掲示物等の撤去その他必要な措置を講じるものとする。

(事務)

第19条 施設の使用に関する事務は、センター事務担当及び医学研究科事務部において処理する。

(要領の変更)

第20条 研究科長は、以下の場合に使用責任者の同意を得ることなくこの要領を変更できるものとする。

- (1) 要領の変更が、使用責任者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 要領の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、施設管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 前項による要領の変更にあたり、要領の変更をする旨及び変更後の要領の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに本学ホームページ又はその他の適切な方法により、使用責任者に周知するものとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、施設の使用に関して必要な事項はセンター長が定める。

附 則

この要領は、令和6年4月11日から施行する。

別表1（第7条関係）

長期利用スペース使用料

使用施設名	区分	使用責任者	施設使用料
研究者居室	学内	医学研究科教職員	1,000円/m ² ・月
		医学研究科教職員以外	2,200円/m ² ・月
企業連携ラボスペース	学外	外部企業等	4,100円/m ² ・月

備考

- 1 上記表中の施設使用料は、床面積1平方メートルあたりの1月の使用に係る金額（消費税相当額を含む）であり、これに使用する当該施設の床面積及び使用月数を乗じて算定した金額を施設使用料とする。
- 2 施設使用料の算出の基礎となる当該施設の床面積は、当該施設を囲む壁等の中心線（壁芯）を境界とする水平投影面積とする。
- 3 1月未満の施設使用又は1月を超える施設使用に係る1月未満の端数がある場合は、1月に切り上げる。
- 4 上記表中の複数の施設を使用する場合については、各施設の施設使用料を合算した金額を、施設使用料とする。
- 5 上記表中の施設使用料は、使用施設に附帯していない機器等の設備、備品等の使用料は含まれない。

別表2（第7条関係）

時間利用スペース使用料

使用施設名	施設使用料
多目的ホール	20,200円/時間

備考

- 1 上記表中の施設使用料は、1時間の施設使用に係る金額（消費税相当額を含む）であり、これに当該施設の使用時間数を乗じた金額を施設使用料とする。
- 2 1時間未満の施設使用及び1時間を超える施設使用に係る1時間未満の端数がある場合は、1時間に切り上げる。